

千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 千早赤阪村人口ビジョンの策定及び変更に関する事項について審議すること。
- (2) 千早赤阪村総合戦略の策定及び変更に関する事項について審議すること。
- (3) 千早赤阪村総合戦略の成果検証に関する事項について審議すること。
- (4) その他まち・ひと・しごと創生に関し、必要事項について審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副村長をもって充て、委員は地域の活性化等に優れた見識を有する者の中から村長が委嘱する。
- 3 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議において必要と認めたときは議事に関係の村の職員、関係の行政機関の職員、学識経験を有する者及びその他の者を会議に出席を求めて、その説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、まちづくり課において行う。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。